　　　　　常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金交付要項

　（目的）

第１条 　この要項は、市内の林業経営体が行う間伐を促進することで本市の森林の健全な育成と林業の発展を図るため、適正な間伐に要する経費及び間伐作業道（以下「作業道」という。）開設に要する経費に対し、予算の範囲内において常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金を交付することに関し、常陸太田市補助金交付に関する条例（昭和３０年常陸太田市条例第６１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（補助の対象）

第２条 　補助の対象は、次に掲げるものとする。

(1)　間伐　市内の民有林におけるスギ又はヒノキの間伐に限るもので、国及び県の補助事業に該当した森林とする。

(2)　作業道開設　前号のために開設する作業道で、幅員２メートル以下、延長５０メートル以上で作業車の通行できるものに限るものとする。

　（補助対象者）

第３条 　補助金の交付対象は、市内に主たる住所を有する林業経営体とする。

　（補助金の額）

第４条 　補助金の額は、別表に掲げる額とする。

　（交付申請）

第５条 　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、施業完了した日から３０日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる全ての書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　補助事業総括表（様式第２号）

(2)　施業図

(3)　写真（施業開始前及び施業完了後の状況が確認できるもの)

(4)　その他市長が必要と認める書類

　（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査したうえで補助金の交付又は不交付を決定し、常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により速やかに申請者に通知するものとする。

　（交付請求）

第７条　補助事業者は、前条の規定により補助金の額が交付決定されたときは、当該交付決定日から起算して３０日以内に常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金交付請求書（様式第４号）により市長に請求するものとする。

　（補助金の取消し）

第８条　市長は、申請者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定を取り消すものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金交付決定取消通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

　（補助金の返還）

第９条　市長は、前条の規定により交付決定を取り消し、既に補助金の交付があるときは、補助金の全額を返還させるものとする。

２　市長は、前項の規定による補助金の返還を請求するときは、常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金返還通知書（様式第６号）により、返還を請求した日から２０日以内の期間を定めて、補助事業者に通知するものとする。

　（その他）

第１０条　この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

　（失効）

２　この告示は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。

　（経過措置）

３　前項の規定にかかわらず、この告示の失効前に交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

別表（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助区分 | 補助金額（法人） | 補助金額（個人） |
| 切捨て間伐（林内への切捨て） | ７，０００円/ha | １０，５００円/ha |
| 保育間伐（林内への玉切り集積） | １７，０００円/ha | ２５，５００円/ha |
| 搬出間伐（林外への搬出） | ２３，０００円/ha | ３４，５００円/ha |
| 作業道開設 | １５０円/m | ２２５円/m |

様式第１号（第５条関係）

　　年　　月　　日

　常陸太田市長　様

申請者

〒　　　―

住所

名称及び代表者

（電話　　　―　　　―　　　）

常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金交付申請書

常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金交付要項第５条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　事業内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助区分 | 面積 | 作業道延長 | 交付申請額 |
| 切捨て間伐 | ha |  | 円 |
| 保育間伐 | ha |  | 円 |
| 搬出間伐 | ha |  | 円 |
| 作業道開設 |  | m | 円 |
| 合　計 | ha | m | 円 |

２　添付書類

(1)　補助事業総括表（様式第２号）

(2)　施業図

(3)　写真(施業開始前及び施業完了後の状況が確認できるもの)

(4)　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第５条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 森林所有者 | 施業地  所在 | 樹種 | 施業  期間 | 補助  区分 | 間伐  面積  (ha) | 作業道  延長  (m) |
|  |  |  |  | ～ |  |  |  |
|  |  |  |  | ～ |  |  |  |
|  |  |  |  | ～ |  |  |  |
|  |  |  |  | ～ |  |  |  |
|  |  |  |  | ～ |  |  |  |
|  |  |  |  | ～ |  |  |  |
|  |  |  |  | ～ |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |

補助事業総括表

※施業期間は、施業開始日及び施業完了日を記載。

※補助区分ごとに作成し、集計をする。

※間伐面積は、小数点第3位を切り捨て、第2位まで記載。

※作業道延長は、小数点以下を切り捨て、整数で記載。

様式第３号（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

常陸太田市長　　　　　　　　印

常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金交付（不交付）決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金を下記のとおり交付（不交付）することに決定したので、常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金交付要項第６条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

２　不交付決定理由

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

　常陸太田市長　様

申請者

〒　　　―

住所

　　　 　　　　　　　　　　　　　　　 名称

　　　　　　　　　　　　　 代表者

（電話　　　―　　　―　　　）

常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付け　第　　号で交付決定のあった常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金を下記のとおり交付されたく、常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金交付要項第７条の規定により請求します。

記

１　補助金交付請求額　　　　　　　　　　　　円

２　振込口座

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | （　　　　　　　　　　　　本店・支店・本所・支所） |
| 種別 | 普　通　　・　　当　座 |
| 口座番号 |  |
| （フリガナ）  口座名義 |  |

※振込先の口座が分かる書類の写しを添付してください。

様式第５号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

常陸太田市長　　　　　　　　印

常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金交付決定取消通知書

　　　　　年　　月　　日付け　第　　号で交付決定した常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金については、下記の理由により取り消すことに決定したので、常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金交付要項第８条の規定により通知します。

記

１　補助金の交付決定取消額　　　　　　　　　円

２　取り消した理由

様式第６号（第９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

常陸太田市長　　　　　　　　印

常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金返還通知書

　　　　　年　　月　　日付け　第　　号で交付決定通知した常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金の返還について、常陸太田市森林環境保全整備事業費補助金交付要項第９条の規定により下記のとおり通知します。

記

１　返還すべき金額　　　　　　　　　　　　　　　円

２　返還期限　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

３　返還方法　　　　　　別紙納入通知書による

４　返還理由